

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）
（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（適用除外）</p> <p>第六条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、市町村が行う国民健康保険の被保険者としない。</p> <p>一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による被保険者。ただし、同法第三条第二項の規定による日雇特例被保険者を除く。</p> <p>二 三の二（略）</p> <p>四 健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者。ただし、健康保険法第三条第二項の規定による日雇特例被保険者の同法の規定による被扶養者を除く。</p> <p>五 健康保険法第二百二十六条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者及び同法の規定によるその者の被扶養者。ただし、同法第三条第二項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第二百二十六条第三項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者並びに同法の規定によるその者の被扶養者を除く。</p> <p>六 八（略）</p>	<p>（適用除外）</p> <p>第六条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、市町村が行う国民健康保険の被保険者としない。</p> <p>一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による被保険者。ただし、同法第六十九条の七の規定による日雇特例被保険者を除く。</p> <p>二 三の二（略）</p> <p>四 健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者。ただし、健康保険法第六十九条の七の規定による日雇特例被保険者の同法の規定による被扶養者を除く。</p> <p>五 健康保険法第六十九条の九の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者及び同法の規定によるその者の被扶養者。ただし、同法第六十九条の八の規定による承認を受けて同法第六十九条の七の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第六十九条の九第三項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者並びに同法の規定によるその者の被扶養者を除く。</p> <p>六 八（略）</p>

(退職被保険者等)

第八条の二 市町村が行う国民健康保険の被保険者（老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による医療を受けることができる者を除く。）のうち、次に掲げる法令に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付を受けることができる者であつて、これらの法令の規定による被保険者、組合員若しくは加入者であつた期間（当該期間に相当するものとして政令で定める期間を含む。）又はこれらの期間を合算した期間（以下この項及び第百十三条の二第二項において「年金保険の被保険者等であつた期間」という。）が二十年（その受給資格期間たる年金保険の被保険者等であつた期間が二十年未満である当該年金たる給付を受けることができる者にあつては、当該年金たる給付の区分に応じ政令で定める期間）以上であるか、又は四十歳に達した月以後の年金保険の被保険者等であつた期間が十年以上であるものは、退職被保険者とする。ただし、当該年金たる給付の支給がその者の年齢を事由としてその全額につき停止されている者については、この限りでない。

一〇九（略）

2（略）

（療養の給付）

第三十六条（略）

2 食事の提供たる療養（前項第五号に掲げる療養と併せて行うものに限る。以下「食事療養」という。）に係る給付及び選定療養（健康保険法第六十三条第二項に規定する選定療養をいう。以下同じ。）に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

3 被保険者が第一項の給付を受けようとするときは、自己の選定する保険医療機関又は保険薬局（健康保険法第六十三条第三項第一号に規

(退職被保険者等)

第八条の二 市町村が行う国民健康保険の被保険者（老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による医療を受けることができる者を除く。）のうち、次に掲げる法令に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付を受けることができる者であつて、これらの法令の規定による被保険者、組合員若しくは加入者であつた期間（当該期間に相当するものとして政令で定める期間を含む。）又はこれらの期間を合算した期間（以下この項において「年金保険の被保険者等であつた期間」という。）が二十年（その受給資格期間たる年金保険の被保険者等であつた期間が二十年未満である当該年金たる給付を受けることができる者にあつては、当該年金たる給付の区分に応じ政令で定める期間）以上であるか、又は四十歳に達した月以後の年金保険の被保険者等であつた期間が十年以上であるものは、退職被保険者とする。ただし、当該年金たる給付の支給がその者の年齢を事由としてその全額につき停止されている者については、この限りでない。

一〇九（略）

2（略）

（療養の給付）

第三十六条（略）

2 食事の提供たる療養（前項第五号に掲げる療養と併せて行うものに限る。以下「食事療養」という。）に係る給付及び選定療養（健康保険法第四十三条第二項に規定する選定療養をいう。以下同じ。）に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

3 被保険者が第一項の給付を受けようとするときは、自己の選定する保険医療機関又は保険薬局（健康保険法第四十三条第三項第一号に規

定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ。）に被保険者証を提出して、そのものについて受けるものとする。ただし、厚生労働省令で定める場合に該当するときは、被保険者証を提出することを要しない。

4 第一項の給付（健康保険法第六十三條第四項に規定する厚生労働大臣が定める療養に係るものを除く。）は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十八條第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを行う同法第七條第二十三項に規定する療養病床等に入院している者については、行わない。

（保険医療機関等の責務）

第四十條 保険医療機関若しくは保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）又は保険医若しくは保険薬剤師（健康保険法第六十四條に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。以下同じ。）が、国民健康保険の療養の給付を担当し、又は国民健康保険の診療若しくは調剤に当たる場合の準則については、同法第七十條第一項及び第七十二條第一項の規定による厚生労働省令の例による。

2 （略）

（療養の給付を受ける場合の一部負担金）

第四十二條 第三十六條第三項の規定により保険医療機関等について療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付につき第四十五條第二項又は第三項の規定により算定した額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関等に支払わなければならない。

一 次号から第六号までに掲げる場合以外の場合 十分の三

二 三歳に達する日の属する月以前である場合 十分の一

定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ。）に被保険者証を提出して、そのものについて受けるものとする。ただし、厚生労働省令で定める場合に該当するときは、被保険者証を提出することを要しない。

4 第一項の給付（健康保険法第四十三條第四項に規定する厚生労働大臣の定める療養に係るものを除く。）は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十八條第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを行う同法第七條第二十三項に規定する療養病床等に入院している者については、行わない。

（保険医療機関等の責務）

第四十條 保険医療機関若しくは保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）又は保険医若しくは保険薬剤師（健康保険法第四十三條に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。以下同じ。）が、国民健康保険の療養の給付を担当し、又は国民健康保険の診療若しくは調剤に当たる場合の準則については、同法第四十三條ノ四第一項及び第四十三條ノ六第一項の規定による厚生労働省令の例による。

2 （略）

（療養の給付を受ける場合の一部負担金）

第四十二條 第三十六條第三項の規定により保険医療機関等について療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付につき第四十五條第二項又は第三項の規定により算定した額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関等に支払わなければならない。

一 次号又は第三号に掲げる者以外の被保険者（以下「一般被保険者」という。） 十分の三

三 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 十分の一

四 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他政令で定める者に限る。）について政令の定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上であるとき 十分の一

五 退職被保険者である場合（前二号に掲げる場合を除く。） 十分の一

六 退職被保険者の被扶養者である場合（第二号から第四号までに掲げる場合を除く。）

- イ 第三十六条第一項第一号から第四号までに定める給付（同項第五号に定める給付に伴うものを除く。）を受けるとき 十分の三口 第三十六条第一項第五号に定める給付（同号に定める給付に伴う同項第一号から第三号までに定める給付を含む。）を受けるとき 十分の二

2 前項の給付を受ける者（六歳未満の者又は同項第三号若しくは第四号に掲げる場合に該当する者を除く。）は、当該給付に薬剤の支給（第一号に掲げる薬剤の支給については、二種類以上の同号に掲げる薬剤の支給を受ける場合に限る。）が含まれるときは、当該給付を受ける際、同項の一部負担金のほか、当該支給を受ける薬剤につき次の各号に掲げる薬剤の区分に従い当該各号に規定する額を、一部負担金として、当該保険医療機関等に支払わなければならない。

一～三（略）

3 次に掲げる薬剤の支給は、前項の薬剤の支給に含まれないものとする。

二 退職被保険者 十分の二

三 退職被保険者の被扶養者

- イ 第三十六条第一項第一号から第四号までに定める給付（同項第五号に定める給付に伴うものを除く。）を受ける場合 十分の三口 第三十六条第一項第五号に定める給付（同号に定める給付に伴う同項第一号から第三号までに定める給付を含む。）を受ける場合 十分の二

2 前項の給付を受ける者（六歳未満の者を除く。）は、当該給付に薬剤の支給（第一号に掲げる薬剤の支給については、二種類以上の同号に掲げる薬剤の支給を受ける場合に限る。）が含まれるときは、当該給付を受ける際、同項の一部負担金のほか、当該支給を受ける薬剤につき次の各号に掲げる薬剤の区分に従い当該各号に規定する額を、一部負担金として、当該保険医療機関等に支払わなければならない。

一～三（略）

3 次に掲げる薬剤の支給は、前項の薬剤の支給に含まれないものとする。

一 健康保険法第七十四条第三項第一号の規定により厚生労働大臣の定める療養の給付に伴う薬剤の支給

二 (略)

三 健康保険法第七十四条第三項第三号の規定により厚生労働大臣の定める療養の給付に含まれる薬剤の支給

4 第四十五条第二項又は第三項の規定により算定した一剤の薬剤の一日分(頓服薬及び外用薬については、一剤の薬剤の一調剤分とする。)(の支給に要する費用の額が、健康保険法第七十四条第四項の規定により厚生労働大臣の定める額を超えないときは、当該薬剤の支給に係る第二項の一部負担金の額の算定においては、当該一剤の薬剤を一種類の薬剤とみなす。

5・6 (略)

第四十三条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により一部負担金の割合が減ぜられた場合において、被保険者が前項に規定する保険医療機関等以外の保険医療機関等について療養の給付を受けたときは、保険者は、当該被保険者が第四十二条第一項の規定により当該保険医療機関等に支払った一部負担金と第一項の規定により減ぜられた割合による一部負担金との差額を当該被保険者に支給しなければならない。ただし、当該給付(六歳未満の者又は同条第一項第三号若しくは第四号に掲げる場合に該当する者が受けたものを除く。)(に薬剤の支給(同条第三項各号に掲げるものを除く。)(が含まれるときは、当該差額の範囲内において政令で定める額を当該被保険者に支給しなければならない。

4 (略)

(保険医療機関等の診療報酬)

一 健康保険法第四十三条ノ八第三項第一号の規定により厚生労働大臣の定める療養の給付に伴う薬剤の支給

二 (略)

三 健康保険法第四十三条ノ八第三項第三号の規定により厚生労働大臣の定める療養の給付に含まれる薬剤の支給

4 第四十五条第二項又は第三項の規定により算定した一剤の薬剤の一日分(頓服薬及び外用薬については、一剤の薬剤の一調剤分とする。)(の支給に要する費用の額が、健康保険法第四十三条ノ八第四項の規定により厚生労働大臣の定める額を超えないときは、当該薬剤の支給に係る第二項の一部負担金の額の算定においては、当該一剤の薬剤を一種類の薬剤とみなす。

5・6 (略)

第四十三条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により一部負担金の割合が減ぜられた場合において、被保険者が前項に規定する保険医療機関等以外の保険医療機関等について療養の給付を受けたときは、保険者は、当該被保険者が第四十二条第一項の規定により当該保険医療機関等に支払った一部負担金と第一項の規定により減ぜられた割合による一部負担金との差額を当該被保険者に支給しなければならない。ただし、当該給付(六歳未満の者が受けたものを除く。)(に薬剤の支給(同条第三項各号に掲げるものを除く。)(が含まれるときは、当該差額の範囲内において政令で定める額を当該被保険者に支給しなければならない。

4 (略)

(保険医療機関等の診療報酬)

第四十五条 (略)

2 前項の療養の給付に要する費用の額の算定については、健康保険法第七十六条第二項の規定による厚生労働大臣の定め例による。

3～8 (略)

(保険医療機関等の報告等)

第四十五条の二 (略)

2～4 (略)

5 都道府県知事は、保険医療機関等につきこの法律による療養の給付に関し健康保険法第八十条の規定による処分が行われる必要があると認めるとき、又は保険医若しくは保険薬剤師につきこの法律による診療若しくは調剤に関し健康保険法第八十一条の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

(健康保険法の準用)

第四十六条 健康保険法第六十四条及び第八十二条第一項の規定は、本法による療養の給付について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(入院時食事療養費)

第五十二条 (略)

2 入院時食事療養費の額は、当該食事療養につき健康保険法第八十五条第二項の規定による厚生労働大臣の定める基準の例により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額とする。)から、同項に規定する標準負担額(以下単に「標準負担額」という。)を控除した額とする。

3～5 (略)

第四十五条 (略)

2 前項の療養の給付に要する費用の額の算定については、健康保険法第四十三条ノ九第二項の規定による厚生労働大臣の定め例による。

3～8 (略)

(保険医療機関等の報告等)

第四十五条の二 (略)

2～4 (略)

5 都道府県知事は、保険医療機関等につきこの法律による療養の給付に関し健康保険法第四十三条ノ十二の規定による処分が行われる必要があると認めるとき、又は保険医若しくは保険薬剤師につきこの法律による診療若しくは調剤に関し健康保険法第四十三条ノ十三の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

(健康保険法の準用)

第四十六条 健康保険法第四十三条ノ二及び第四十三条ノ十四第一項の規定は、本法による療養の給付について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(入院時食事療養費)

第五十二条 (略)

2 入院時食事療養費の額は、当該食事療養につき健康保険法第四十三条ノ十七第二項の規定による厚生労働大臣の定める基準の例により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額とする。)から、同項に規定する標準負担額(以下単に「標準負担額」という。)を控除した額とする。

3～5 (略)

6 健康保険法第六十四条並びに本法第三十六条第三項及び第四項、第四十条、第四十一条、第四十五条第三項から第八項まで並びに第四十五条の二の規定は、保険医療機関について受けた食事療養及びこれに伴う入院時食事療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

(特定療養費)

第五十三条 保険者は、被保険者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。）が次の各号に掲げる療養を受けたときは、世帯主又は組合員に対し、その療養に要した費用について、特定療養費を支給する。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

- 一 自己の選定する特定承認保険医療機関（健康保険法第八十六条第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関をいう。以下同じ。）について受けた療養

二 (略)

2 特定療養費の額は、第一号に規定する額（当該療養に食事療養が含まれるときは、当該額及び第二号に規定する額の合算額）とする。

- 一 当該療養（食事療養を除く。）につき健康保険法第八十六条第二項第一号の規定による厚生労働大臣の定め例により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。）から、その額に第四十二条第一項各号の区分に応じ、同項各号に掲げる割合（第四十三条第一項の規定により一部負担金の割合が減ぜられたときは、当該減ぜられた割合とする。）を乗じて得た額（療養の給付に係る第四十二条第一項の一部負担金について第四十四条第一項各号の措置が採られ

6 健康保険法第四十三条ノ二並びに本法第三十六条第三項及び第四項、第四十条、第四十一条、第四十五条第三項から第八項まで並びに第四十五条の二の規定は、保険医療機関について受けた食事療養及びこれに伴う入院時食事療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

(特定療養費)

第五十三条 保険者は、被保険者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。）が次の各号に掲げる療養を受けたときは、世帯主又は組合員に対し、その療養に要した費用について、特定療養費を支給する。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

- 一 自己の選定する特定承認保険医療機関（健康保険法第四十四条第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関をいう。以下同じ。）について受けた療養

二 (略)

2 特定療養費の額は、第一号に規定する額（当該療養に食事療養が含まれるときは、当該額及び第二号に規定する額の合算額）とする。

- 一 当該療養（食事療養を除く。）につき健康保険法第四十四条第二項第一号の規定による厚生労働大臣の定め例により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。）から、その額に第四十二条第一項各号の区分に応じ、同項各号に掲げる割合（第四十三条第一項の規定により一部負担金の割合が減ぜられたときは、当該減ぜられた割合とする。）を乗じて得た額（療養の給付に係る第四十二条第一項の一部負担金について第四十四条第一項各号の措置が採られ

るべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額とする。）
を控除した額

二 当該食事療養につき健康保険法第八十五条第二項の規定による厚生労働大臣の定める基準の例により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額とする。）から、標準負担額を控除した額

3 第一項の療養（六歳未満の者又は第四十二条第一項第三号若しくは第四号に掲げる場合に該当する者が受けたものを除く。）に薬剤の支給（次に掲げるものを除く。）が含まれるときは、特定療養費の額は、前項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する額から、当該薬剤の支給につき同条第二項、第四項及び第五項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額（療養の給付に係る同条第二項の一部負担金について第四十四条第一項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額とする。）を控除した額とする。

一 健康保険法第七十四条第三項第一号の規定により厚生労働大臣の定める療養に伴う薬剤の支給

二（略）

三 健康保険法第八十六条第三項第三号の規定により厚生労働大臣の定める療養に含まれる薬剤の支給

4～6（略）

7 健康保険法第六十四条並びに本法第三十六条第三項及び第四項、第四十条、第四十一条、第四十五条第三項から第八項まで並びに第四十五条の二の規定は、特定承認保険医療機関について受けた療養及びこれに伴う特定療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

るべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額とする。）
を控除した額

二 当該食事療養につき健康保険法第四十三条ノ十七第二項の規定による厚生労働大臣の定める基準の例により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額とする。）から、標準負担額を控除した額

3 第一項の療養（六歳未満の者が受けたものを除く。）に薬剤の支給（次に掲げるものを除く。）が含まれるときは、特定療養費の額は、前項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する額から、当該薬剤の支給につき第四十二条第二項、第四項及び第五項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額（療養の給付に係る同条第二項の一部負担金について第四十四条第一項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額とする。）を控除した額とする。

一 健康保険法第四十三条ノ八第三項第一号の規定により厚生労働大臣の定める療養に伴う薬剤の支給

二（略）

三 健康保険法第四十四条第三項第三号の規定により厚生労働大臣の定める療養に含まれる薬剤の支給

4～6（略）

7 健康保険法第四十三条ノ二並びに本法第三十六条第三項及び第四項、第四十条、第四十一条、第四十五条第三項から第八項まで並びに第四十五条の二の規定は、特定承認保険医療機関について受けた療養及びこれに伴う特定療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

8 健康保険法第六十四条並びに本法第三十六条第三項及び第四項、第四十条、第四十一条、第四十五条第三項から第八項まで並びに第四十五条の二の規定は、保険医療機関等について受けた選定療養及びこれに伴う特定療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

9 (略)

(療養費)

第五十四条 (略)

2・3 (略)

4 第一項又は第二項の療養費に係る療養（六歳未満の者又は第四十二条第一項第三号若しくは第四号に掲げる場合に該当する者が受けたものを除く。）に薬剤の支給（次に掲げるものを除く。）が含まれるときは、療養費の額は、前項の規定にかかわらず、定率支給標準額から、当該薬剤の支給につき同条第二項、第四項及び第五項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額を控除した額を基準として、保険者が定める。

一 健康保険法第七十四条第三項第一号の規定により厚生労働大臣の定める療養に伴う薬剤の支給

二 (略)

三 健康保険法第七十四条第三項第三号の規定により厚生労働大臣の定める療養又は同法第八十六条第三項第三号の規定により厚生労働大臣の定める療養に含まれる薬剤の支給

5 (略)

(訪問看護療養費)

第五十四条の二 保険者は、被保険者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。）が指定訪問看護事業者（健康保険法

8 健康保険法第四十三条ノ二並びに本法第三十六条第三項及び第四項、第四十条、第四十一条、第四十五条第三項から第八項まで並びに第四十五条の二の規定は、保険医療機関等について受けた選定療養及びこれに伴う特定療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

9 (略)

(療養費)

第五十四条 (略)

2・3 (略)

4 第一項又は第二項の療養費に係る療養（六歳未満の者が受けたものを除く。）に薬剤の支給（次に掲げるものを除く。）が含まれるときは、療養費の額は、前項の規定にかかわらず、定率支給標準額から、当該薬剤の支給につき第四十二条第二項、第四項及び第五項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額を控除した額を基準として、保険者が定める。

一 健康保険法第四十三条ノ八第三項第一号の規定により厚生労働大臣の定める療養に伴う薬剤の支給

二 (略)

三 健康保険法第四十三条ノ八第三項第三号の規定により厚生労働大臣の定める療養又は同法第四十四条第三項第三号の規定により厚生労働大臣の定める療養に含まれる薬剤の支給

5 (略)

(訪問看護療養費)

第五十四条の二 保険者は、被保険者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。）が指定訪問看護事業者（健康保険法

第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。
（）について指定訪問看護（同項に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）を受けたときは、世帯主又は組合員に対し、その指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

2・3（略）

4 訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護につき健康保険法第八十八条第四項の規定による厚生労働大臣の定め例により算定した費用の額から、その額に第四十二条第一項各号の区分に応じ、同項各号に掲げる割合（第四十三条第一項の規定により一部負担金の割合が減ぜられたときは、当該減ぜられた割合とする。）を乗じて得た額（療養の給付について第四十四条第一項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額とする。）を控除した額とする。

5～9（略）

10 指定訪問看護事業者が、国民健康保険の指定訪問看護を提供する場合の準則については、健康保険法第九十二条第二項に規定する指定訪問看護の事業の運営に関する基準（指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る。）の例によるものとし、これにより難いとき又はよることが適当と認められないときの準則については、厚生労働省令で定める。

11（略）

12 健康保険法第九十二条第三項及び本法第四十五条第五項から第八項までの規定は、指定訪問看護事業者について受けた指定訪問看護及びこれに伴う訪問看護療養費の支給について準用する。この場合におい

第四十四条ノ四第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。（）について指定訪問看護（同項に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）を受けたときは、世帯主又は組合員に対し、その指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

2・3（略）

4 訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護につき健康保険法第四十四条ノ四第四項の規定による厚生労働大臣の定め例により算定した費用の額から、その額に第四十二条第一項各号の区分に応じ、同項各号に掲げる割合（第四十三条第一項の規定により一部負担金の割合が減ぜられたときは、当該減ぜられた割合とする。）を乗じて得た額（療養の給付について第四十四条第一項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額とする。）を控除した額とする。

5～9（略）

10 指定訪問看護事業者が、国民健康保険の指定訪問看護を提供する場合の準則については、健康保険法第四十四条ノ八第二項に規定する指定訪問看護の事業の運営に関する基準（指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る。）の例によるものとし、これにより難いとき又はよることが適当と認められないときの準則については、厚生労働省令で定める。

11（略）

12 健康保険法第四十四条ノ八第三項及び本法第四十五条第五項から第八項までの規定は、指定訪問看護事業者について受けた指定訪問看護及びこれに伴う訪問看護療養費の支給について準用する。この場合に

て、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(報告等)

第五十四条の二三 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、指定訪問看護事業者につきこの法律による指定訪問看護に関し健康保険法第九十五条の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

(特別療養費)

第五十四条の三 (略)

2 健康保険法第六十四条並びに本法第三十六条第三項及び第四項、第四十条、第四十一条、第四十五条第三項、第四十五条の二、第五十三条第二項、第三項及び第六項、第五十四条の二第三項、第八項及び第十項、第五十四条の二の二並びに前条の規定は、保険医療機関等若しくは特定承認保険医療機関又は指定訪問看護事業者について受けた特別療養費に係る療養及びこれに伴う特別療養費の支給について準用する。この場合において、第五十三条第二項中「特定療養費の額」とあるのは「特別療養費の額」と、「健康保険法第八十六条第二項第一号」とあるのは「、被保険者証が交付されているならば療養の給付を受けることができる場合は健康保険法第七十六条第二項の規定による厚生労働大臣の定めにより、被保険者証が交付されているならば特定療養費の支給を受けることができる場合は同法第八十六条第二項第一号の規定による厚生労働大臣の定めにより、被保険者証が交付されているならば訪問看護療養費の支給を受けることができる場合は同法第八十八条第四項」と、同条第三項中「特定療養費の額」とあるのは「特別療養費の額」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要

において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(報告等)

第五十四条の二三 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、指定訪問看護事業者につきこの法律による指定訪問看護に関し健康保険法第四十四条ノ十一の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

(特別療養費)

第五十四条の三 (略)

2 健康保険法第四十三条ノ二並びに本法第三十六条第三項及び第四項、第四十条、第四十一条、第四十五条第三項、第四十五条の二、第五十三条第二項、第三項及び第六項、第五十四条の二第三項、第八項及び第十項、第五十四条の二の二並びに前条の規定は、保険医療機関等若しくは特定承認保険医療機関又は指定訪問看護事業者について受けた特別療養費に係る療養及びこれに伴う特別療養費の支給について準用する。この場合において、第五十三条第二項中「特定療養費の額」とあるのは「特別療養費の額」と、「健康保険法第四十四条第二項第一号」とあるのは「、被保険者証が交付されているならば療養の給付を受けることができる場合は健康保険法第四十三条ノ九第二項の規定による厚生労働大臣の定めにより、被保険者証が交付されているならば特定療養費の支給を受けることができる場合は同法第四十四条第二項第一号の規定による厚生労働大臣の定めにより、被保険者証が交付されているならば訪問看護療養費の支給を受けることができる場合は同法第四十四条ノ四第四項」と、同条第三項中「特定療養費の額」とあるのは「特別療養費の額」と読み替えるほか、その他の規

な技術的読替えは、政令で定める。

3～5 (略)

(被保険者が日雇労働者又はその被扶養者となつた場合)

第五十五条 (略)

2 前項の規定による療養の給付、入院時食事療養費の支給、特定療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、行わない。

一 当該疾病又は負傷につき、健康保険法第五章の規定による療養の給付、入院時食事療養費の支給、特定療養費の支給、訪問看護療養費の支給、移送費の支給、家族療養費の支給、家族訪問看護療養費の支給若しくは家族移送費の支給又は老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費の支給、特定療養費の支給、老人訪問看護療養費の支給若しくは移送費の支給(次項後段の規定に該当する場合における医療、入院時食事療養費の支給、特定療養費の支給、老人訪問看護療養費の支給又は移送費の支給を除く。)を受けることができるに至つたとき。

二～四 (略)

3 第一項の規定による療養の給付、入院時食事療養費の支給、特定療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給は、当該疾病又は負傷につき、健康保険法第五章の規定による特別療養費の支給又は移送費の支給若しくは家族移送費の支給を受けることができる間は、行わない。老人保健法第二十五条第一項各号に掲げる者であつて、健康保険法第百四十五条第一項の規定に該当するものが、当該疾病又は負傷につき、老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費の支給、特定療養費の支給、老人訪問看護療養費の支給又は移送費の支給を受けることができる間も、同様とする。

定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

3～5 (略)

(被保険者が日雇労働者又はその被扶養者となつた場合)

第五十五条 (略)

2 前項の規定による療養の給付、入院時食事療養費の支給、特定療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、行わない。

一 当該疾病又は負傷につき、健康保険法第四章の二の規定による療養の給付、入院時食事療養費の支給、特定療養費の支給、訪問看護療養費の支給、移送費の支給、家族療養費の支給、家族訪問看護療養費の支給若しくは家族移送費の支給又は老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費の支給、特定療養費の支給、老人訪問看護療養費の支給若しくは移送費の支給(次項後段の規定に該当する場合における医療、入院時食事療養費の支給、特定療養費の支給、老人訪問看護療養費の支給又は移送費の支給を除く。)を受けることができるに至つたとき。

二～四 (略)

3 第一項の規定による療養の給付、入院時食事療養費の支給、特定療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給は、当該疾病又は負傷につき、健康保険法第四章の二の規定による特別療養費の支給又は移送費の支給を受けることができる間は、行わない。老人保健法第二十五条第一項各号に掲げる者であつて、健康保険法第六十九条の二十六第一項の規定に該当するものが、当該疾病又は負傷につき、老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費の支給、特定療養費の支給、老人訪問看護療養費の支給又は移送費の支給を受けることができる間も、同様とする。

4 (略)

(不正利得の徴収等)

第六十五条 (略)

2 前項の場合において、保険医療機関若しくは特定承認保険医療機関において診療に従事する保険医又は健康保険法第八十八条第一項に規定する主治の医師が、保険者に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたときは、保険者は、当該保険医又は主治の医師に対し、保険給付を受けた者に連帯して同項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。

3 (略)

(強制診断等)

第六十六条 保険者は、保険給付に関して必要があると認めるときは、当該被保険者若しくは被保険者であつた者又は保険給付を受ける者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。

第七十条 国は、政令の定めるところにより、市町村に対し、療養の給付並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用並びに老人保健医療費拠出金及び介護納付金の納付に要する費用について、次の各号に掲げる額の合算額の百分の四十を負担する。

一 一般被保険者(退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の額の合算額から第七十二条の二第一項の規定による繰入金の二分の一に相当する額を

4 (略)

(不正利得の徴収等)

第六十五条 (略)

2 前項の場合において、保険医療機関若しくは特定承認保険医療機関において診療に従事する保険医又は健康保険法第四十四条ノ四第一項に規定する主治の医師が、保険者に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたときは、保険者は、当該保険医又は主治の医師に対し、保険給付を受けた者に連帯して同項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。

3 (略)

(強制診断等)

第六十六条 保険者は、保険給付を行うにつき必要があると認めるときは、当該被保険者若しくは被保険者であつた者又は保険給付を受ける者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。

第七十条 国は、政令の定めるところにより、市町村に対し、療養の給付並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用並びに老人保健医療費拠出金及び介護納付金の納付に要する費用について、次の各号に掲げる額の合算額の百分の四十を負担する。

一 一般被保険者に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の額の合算額から第七十二条の二第一項の規定による繰入金の二分の一に相当する額を控除した額

控除した額

二 老人保健医療費拠出金の納付に要する費用の額から、負担調整前老人保健医療費拠出金相当額（老人保健法第五十五条第三項に規定する負担調整前概算医療費拠出金相当額及び同法第五十六条第三項に規定する負担調整前確定医療費拠出金相当額をそれぞれ同法第五十四条第一項に規定する概算医療費拠出金及び確定医療費拠出金とみなして、同項の規定の例により算定した医療費拠出金の額に相当する額をいう。以下同じ。）に当該市町村に係る被保険者の総数に対する退職被保険者及びその被扶養者（以下「退職被保険者等」という。）の総数の割合として政令の定めるところにより算定した割合（以下「退職被保険者等加入割合」という。）を乗じて得た額を控除した額並びに介護納付金の納付に要する費用の額

2 (略)

3 第六十八条の二第一項の規定により指定を受けた市町村であつて、当該指定に係る年度（以下「指定年度」という。）の第一号に掲げる額が指定年度の第二号に掲げる額に政令で定める率を乗じて得た額を超えるものに対して指定年度の翌々年度において国が負担する額は、前二項の規定により算定した額からその超える額（その額が国民健康保険事業の運営に与える影響の程度その他の事情を勘案して政令の定めるところにより算定した額を超えるときは、当該算定した額。以下「基準超過費用額」という。）の百分の四十に相当する額を控除した額とする。

一 次に掲げる額の合算額（災害その他の政令で定める特別の事情により当該合算額が多額となつたときは、当該合算額から当該事情により多額となつた部分の額として政令の定めるところにより算定した額を控除した額）

二 老人保健医療費拠出金及び介護納付金の納付に要する費用の額

2 (略)

3 第六十八条の二第一項の規定により指定を受けた市町村であつて、当該指定に係る年度（以下「指定年度」という。）の第一号に掲げる額が指定年度の第二号に掲げる額に政令で定める率を乗じて得た額を超えるものに対して指定年度の翌々年度において国が負担する額は、前二項の規定により算定した額からその超える額（その額が国民健康保険事業の運営に与える影響の程度その他の事情を勘案して政令の定めるところにより算定した額を超えるときは、当該算定した額。以下「基準超過費用額」という。）の百分の四十に相当する額を控除した額とする。

一 次に掲げる額の合算額（災害その他の政令で定める特別の事情により当該合算額が多額となつたときは、当該合算額から当該事情により多額となつた部分の額として政令の定めるところにより算定した額を控除した額）

イ (略)

ロ 老人保健法の規定による確定医療費拠出金の額から、同法第五十六条第三項に規定する負担調整前確定医療費拠出金相当額に退職被保険者等加入割合を乗じて得た額を控除した額

二 次に掲げる額の合算額

イ (略)

ロ (1)に掲げる額と(2)に掲げる額との合算額から、当該合算額に退職被保険者等加入割合を乗じて得た額を控除した額

(1) 政令の定めるところにより、年齢階層ごとに、当該年齢階層に係る老人保健法第二十八条第一項第一号に掲げる場合に該当する者の平均一人当たり老人医療費額に当該市町村の当該年齢階層に属する被保険者(同号に掲げる場合に該当する者に限る。)()の数を乗じて得た額の合算額に、当該市町村に係る指定年度の同法第五十六条第二項の確定加入者調整率(2)において単に「確定加入者調整率」という。)を乗じて得た額の二分の一に相当する額として算定した額

(2) 政令の定めるところにより、年齢階層ごとに、当該年齢階層に係る老人保健法第二十八条第一項第二号に掲げる場合に該当する者の平均一人当たり老人医療費額に当該市町村の当該年齢階層に属する被保険者(同号に掲げる場合に該当する者に限る。)()の数を乗じて得た額の合算額に、当該市町村に係る指定年度の確定加入者調整率を乗じて得た額として算定した額

4・5 (略)

(療養給付費等交付金)

第七十二条の四 市町村が負担する費用のうち、第一号及び第二号に掲げる額の合算額から第三号に掲げる額を控除した額(以下「被用者保

イ (略)

ロ 老人保健法の規定による確定医療費拠出金の額

二 次に掲げる額の合算額

イ (略)

ロ 政令の定めるところにより、年齢階層ごとに、当該年齢階層に係る平均一人当たり老人医療費額に当該市町村の当該年齢階層に属する被保険者(老人保健法の規定による医療を受けることができる者に限る。)()の数を乗じて得た額の合算額に、当該市町村に係る指定年度の同法第五十六条第二項の確定加入者調整率を乗じて得た額の十分の七に相当する額として算定した額

4・5 (略)

(療養給付費交付金)

第七十二条の四 市町村が負担する費用のうち、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額(以下「被用者保険等拠出対象額」と

険等抛対象額」という。）については、政令で定めるところにより、社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）が市町村に対して交付する療養給付費等交付金をもつて充てる。

一 退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の額の合算額

二 負担調整前老人保健医療費拠出金相当額に退職被保険者等加入割合を乗じて得た額

三（略）

2 前項の療養給付費等交付金は、第八十一条の二の規定により基金が徴収する療養給付費等拠出金をもつて充てる。

（療養給付費等交付金の減額）

第七十二条の五 厚生労働大臣は、市町村の退職被保険者等に係る国民健康保険事業の運営に関し、市町村が確保すべき収入を不当に確保しなかつた場合又は市町村が支出すべきでない経費を不当に支出した場合においては、政令の定めるところにより、基金に対し、前条第一項の規定により当該市町村に対して交付する同項の療養給付費等交付金の額を減額することを命ずることができる。

2（略）

（組合に対する補助）

第七十三条 国は、政令の定めるところにより、組合に対し、療養の給付並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用並びに老人保健医療費拠出金及び介護納付金の納付に要する費用について、次の各

いう。）については、政令で定めるところにより、社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）が市町村に対して交付する療養給付費交付金をもつて充てる。

一 退職被保険者及びその被扶養者（以下「退職被保険者等」という。）に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の額の合算額

二（略）

2 前項の療養給付費交付金は、第八十一条の二の規定により基金が徴収する療養給付費拠出金をもつて充てる。

（療養給付費交付金の減額）

第七十二条の五 厚生労働大臣は、市町村の退職被保険者等に係る国民健康保険事業の運営に関し、市町村が確保すべき収入を不当に確保しなかつた場合又は市町村が支出すべきでない経費を不当に支出した場合においては、政令の定めるところにより、基金に対し、前条第一項の規定により当該市町村に対して交付する同項の療養給付費交付金の額を減額することを命ずることができる。

2（略）

（組合に対する補助）

第七十三条 国は、政令の定めるところにより、組合に対し、療養の給付並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用並びに老人保健医療費拠出金及び介護納付金の納付に要する費用について、次の各

号に掲げる額の合算額を補助することができる。

一 次に掲げる額の合算額の百分の三十二に相当する額

イ 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の額の合算額から、当該合算額のうち組合特定被保険者（健康保険法第三条第一項第七号又は同条第二項ただし書の規定による承認を受けて同法の被保険者とならないことにより当該組合の被保険者である者及びその世帯に属する当該組合の被保険者をいう。ロにおいて同じ。）に係る額として政令の定めるところにより算定した額（以下この条において「特定給付額」という。）を控除した額

ロ（略）

二（略）

2）5（略）

（広域化等支援基金）

第七十五条の二 都道府県は、国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の基金として、広域化等支援基金を設けることができる。

（保険料）

第七十六条 保険者は、国民健康保険事業に要する費用（老人保健拠出金及び介護納付金の納付に要する費用を含み、第八十一条の二第一項の規定により厚生労働大臣が定める組合にあつては、同条第二項の規定による拠出金の納付に要する費用を、健康保険法第一百七十九条に規定する組合にあつては、同法の規定による日雇拠出金の納付に要する

号に掲げる額の合算額を補助することができる。

一 次に掲げる額の合算額の百分の三十二に相当する額

イ 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の額の合算額から、当該合算額のうち組合特定被保険者（健康保険法第十三条ノ二第二項又は第六十九条の八の規定による承認を受けて同法の被保険者とならないことにより当該組合の被保険者である者及びその世帯に属する当該組合の被保険者をいう。ロにおいて同じ。）に係る額として政令の定めるところにより算定した額（以下この条において「特定給付額」という。）を控除した額

ロ（略）

二（略）

2）5（略）

（保険料）

第七十六条 保険者は、国民健康保険事業に要する費用（老人保健拠出金及び介護納付金の納付に要する費用を含み、第八十一条の二第一項の規定により厚生労働大臣が定める組合にあつては、同条第二項の規定による拠出金の納付に要する費用を、健康保険法第七十九条ノ十五に規定する組合にあつては、同法の規定による日雇拠出金の納付に要

費用を含む。)に充てるため、世帯主又は組合員から保険料を徴収しなければならない。ただし、地方税法の規定により国民健康保険税を課するときは、この限りでない。

2 (略)

(滞納処分)

第七十九条の二 市町村が徴収する保険料その他この法律の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

(拠出金の徴収及び納付義務)

第八十一条の二 基金は、第八十一条の十第一項に規定する業務及び当該業務に関する事務の処理に要する費用に充てるため、年度(毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。)ごとに、健康保険法の規定による保険者、船員保険法の規定による保険者、第六条第三号に規定する共済組合、日本私立学校振興・共済事業団及び健康保険法第三条第一項第七号の規定による承認を受けて同法の被保険者とならない者を組合員とする組合であつて厚生労働大臣が定めるもの(以下「被用者保険等保険者」という。)から、療養給付費等拠出金及び事務費拠出金(以下「拠出金」という。)を徴収する。

2 (略)

(療養給付費等拠出金の額)

第八十一条の三 前条第一項の規定により被用者保険等保険者から徴収する療養給付費等拠出金の額は、当該年度の概算療養給付費等拠出金の額とする。ただし、前々年度の概算療養給付費等拠出金の額が前々年度の確定療養給付費等拠出金の額を超えるときは、当該年度の概算療養給付費等拠出金の額からその超える額と調整金額との合計額を控除して得た額とするものとし、前々年度の概算療

する費用を含む。)に充てるため、世帯主又は組合員から保険料を徴収しなければならない。ただし、地方税法の規定により国民健康保険税を課するときは、この限りでない。

2 (略)

(滞納処分)

第七十九条の二 市町村が徴収する保険料その他この法律の規定による徴収金は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

(拠出金の徴収及び納付義務)

第八十一条の二 基金は、第八十一条の十第一項に規定する業務及び当該業務に関する事務の処理に要する費用に充てるため、年度(毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。)ごとに、健康保険法の規定による保険者、船員保険法の規定による保険者、第六条第三号に規定する共済組合、日本私立学校振興・共済事業団及び健康保険法第十三条ノ二第二項の規定による承認を受けて同法の被保険者とならない者を組合員とする組合であつて厚生労働大臣が定めるもの(以下「被用者保険等保険者」という。)から、療養給付費拠出金及び事務費拠出金(以下「拠出金」という。)を徴収する。

2 (略)

(療養給付費拠出金の額)

第八十一条の三 前条第一項の規定により被用者保険等保険者から徴収する療養給付費拠出金の額は、当該年度の概算療養給付費拠出金の額とする。ただし、前々年度の概算療養給付費拠出金の額が前々年度の確定療養給付費拠出金の額を超えるときは、当該年度の概算療養給付費拠出金の額からその超える額と調整金額との合計額を控除して得た額とするものとし、前々年度の概算療養給付費拠

養給付費等拠出金の額が前々年度の確定療養給付費等拠出金の額に満たないときは、当該年度の概算療養給付費等拠出金の額にその満たない額とその満たない額に係る調整金額との合計額を加算して得た額とする。

2 前項に規定する調整金額は、前々年度におけるすべての被用者保険等保険者に係る概算療養給付費等拠出金の額と確定療養給付費等拠出金の額との過不足額につき生ずる利子その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるところにより各被用者保険等保険者ごとに算定される額とする。

(概算療養給付費等拠出金)

第八十一条の四 前条第一項の概算療養給付費等拠出金の額は、被用者保険等保険者ごとの当該年度の標準報酬総額（健康保険法の規定による保険者又は船員保険法の規定による保険者にあつては、被保険者ごとのこれらの法律に規定する標準報酬月額）の当該年度の合計額の総額とし、第六条第三号に規定する共済組合にあつては、組合員ごとの同号に規定する法律に規定する標準報酬又は給料の月額の当該年度の合計額の総額を、日本私立学校振興・共済事業団にあつては、加入者ごとの私立学校教職員共済法に規定する標準給与の月額の当該年度の合計額の総額を、組合にあつては、組合員ごとのこれらの報酬に相当するものとして厚生労働省令で定めるものの当該年度の合計額の総額を、それぞれ政令で定めるところにより補正して得た額とする。以下同じ。()の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額に概算拠出率を乗じて得た額とする。

2 (略)

(確定療養給付費等拠出金)

第八十一条の五 第八十一条の三第一項の確定療養給付費等拠出金の額

出金の額が前々年度の確定療養給付費拠出金の額に満たないときは、当該年度の概算療養給付費拠出金の額にその満たない額とその満たない額に係る調整金額との合計額を加算して得た額とする。

2 前項に規定する調整金額は、前々年度におけるすべての被用者保険等保険者に係る概算療養給付費拠出金の額と確定療養給付費拠出金の額との過不足額につき生ずる利子その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるところにより各被用者保険等保険者ごとに算定される額とする。

(概算療養給付費拠出金)

第八十一条の四 前条第一項の概算療養給付費拠出金の額は、被用者保険等保険者ごとの当該年度の標準報酬総額（健康保険法の規定による保険者又は船員保険法の規定による保険者にあつては、被保険者ごとのこれらの法律に規定する標準報酬月額）の当該年度の合計額の総額とし、第六条第三号に規定する共済組合にあつては、組合員ごとの同号に規定する法律に規定する標準報酬又は給料の月額の当該年度の合計額の総額を、日本私立学校振興・共済事業団にあつては、加入者ごとの私立学校教職員共済法に規定する標準給与の月額の当該年度の合計額の総額を、組合にあつては、組合員ごとのこれらの報酬に相当するものとして厚生労働省令で定めるものの当該年度の合計額の総額を、それぞれ政令で定めるところにより補正して得た額とする。以下同じ。()の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額に概算拠出率を乗じて得た額とする。

2 (略)

(確定療養給付費拠出金)

第八十一条の五 第八十一条の三第一項の確定療養給付費拠出金の額は

は、各被用者保険等保険者の前々年度の標準報酬総額に確定拠出率を乗じて得た額とする。

2 (略)

(基金の業務)

第八十一条の十 基金は、社会保険診療報酬支払基金法第十三条に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 (略)

二 市町村に対し第七十二条の四第一項の療養給付費等交付金を交付すること。

三 (略)

2 (略)

第八十二条 (略)

2 保険者は、被保険者の療養のために必要な用具の貸付けその他の被保険者の療養環境の向上のために必要な事業、保険給付のために必要な事業、被保険者の療養又は出産のための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。

3 (略)

(資料の提供等)

第十三条の二 市町村は、被保険者の資格、保険給付及び保険料に関する必要があると認めるときは、被保険者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主の資産若しくは収入の状況又は国民年金の被保険者の種別の変更につき、郵便局その他の官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる。

2 市町村は、退職被保険者の資格に関し必要があると認めるときは、

退職被保険者の年金保険の被保険者等であつた期間又は退職被保険者

、各被用者保険等保険者の前々年度の標準報酬総額に確定拠出率を乗じて得た額とする。

2 (略)

(基金の業務)

第八十一条の十 基金は、社会保険診療報酬支払基金法第十三条に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 (略)

二 市町村に対し第七十二条の四第一項の療養給付費交付金を交付すること。

三 (略)

2 (略)

第八十二条 (略)

2 保険者は、被保険者の療養のために必要な用具の貸付けその他の被保険者の療養環境の向上のために必要な事業、保険給付のために必要な事業、被保険者の療養のための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。

3 (略)

(資料の提供等)

第十三条の二 市町村は、被保険者の資格、保険給付及び保険料に関する必要があると認めるときは、被保険者又は被保険者の属する世帯の世帯主の資産又は収入の状況につき、郵便局その他の官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる。

に対する第八条の二第一項各号に掲げる法令に基づき老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付の支給状況につき、当該年金たる給付の支払をする者に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

3 市町村は、被保険者の資格に関し必要があると認めるときは、他の市町村、組合、第六条第一号から第三号までに掲げる法律の規定による保険者若しくは共済組合又は私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団に対し、他の市町村若しくは組合が行う国民健康保険の被保険者、健康保険若しくは船員保険の被保険者若しくは被扶養者、共済組合の組合員若しくは被扶養者又は私立学校教職員共済制度の加入者若しくは被扶養者の氏名及び住所、健康保険法第三条第三項に規定する適用事業所の名称及び所在地その他の必要な資料の提供を求めることができる。

(事務の区分)

第百十九条の四 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務(第七十五条、第七十五条の二及び第七章の規定により処理することとされている事務並びに第十章の規定により処理することとされている事務のうち市町村及び連合会に係るものを除く。)は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第百二十一条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした健康保険法による保険者たる健康保険組合、第六条第三号に規定する共済組合、日本私立学校振興・共済事業団又は組合の役員、清算人又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

(事務の区分)

第百十九条の四 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務(第七十五条の規定により処理することとされている事務並びに第七章及び第十章の規定により処理することとされている事務のうち連合会に係るものを除く。)は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第百二十一条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした健康保険法による保険者たる健康保険組合、第六条第三号に規定する共済組合、日本私立学校振興・共済事業団又は組合の役員、清算人又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2 第八十一条の十二において準用する老人保健法第七十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした基金又は受託者の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第二百二十二条 正当な理由なしに、第一条第一項の規定による処分に違反して、出頭せず、陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、又は診断若しくは検案をしなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。ただし、審査会の行う審査の手續における請求人又は第百条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人は、この限りでない。

第二百二十三条 被保険者又は被保険者であつた者が、第一百四十四条第二項の規定により報告を命ぜられ、正当な理由なしにこれに従わず、又は同条同項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、三十万円以下の罰金に処する。

附則

1 5 (略)

6 健康保険法附則第八条第一項に規定する健康保険の被保険者（以下「特例退職被保険者」という。）及びその被扶養者（同一の世帯に属さない者を除く。以下同じ。）は、第八十一条の四の規定による当該年度の被用者保険等保険者の標準報酬総額の見込額及び被用者保険等拠出対象額の見込額、第八十一条の五の規定による前々年度の被用者保険等保険者の標準報酬総額及び被用者保険等拠出対象額並びに第八十一条の六の規定による前々年度の被用者保険等保険者の標準報酬総額の算定に当たつては、退職被保険者等とみなす。

2 第八十一条の十二において準用する老人保健法第七十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした基金又は受託者の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第二百二十二条 正当な理由なしに、第一条第一項の規定による処分に違反して、出頭せず、陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、又は診断若しくは検案をしなかつた者は、二十万円以下の罰金に処する。ただし、審査会の行う審査の手續における請求人又は第百条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人は、この限りでない。

第二百二十三条 被保険者又は被保険者であつた者が、第一百四十四条第二項の規定により報告を命ぜられ、正当な理由なしにこれに従わず、又は同条同項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、二十万円以下の罰金に処する。

附則

1 5 (略)

6 健康保険法附則第九条第一項に規定する健康保険の被保険者（以下「特例退職被保険者」という。）及びその被扶養者（同一の世帯に属さない者を除く。以下同じ。）は、第八十一条の四の規定による当該年度の被用者保険等保険者の標準報酬総額の見込額及び被用者保険等拠出対象額（附則第十三項の規定に基づき算定される場合を含む。以下この項において同じ。）の見込額、第八十一条の五の規定による前々年度の被用者保険等保険者の標準報酬総額及び被用者保険等拠出対象額並びに第八十一条の六の規定による前々年度の被用者保険等保険

7 健康保険法附則第八条第一項に規定する健康保険組合（以下「特定健康保険組合」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、基金に対し、各年度における特例退職被保険者及びその被扶養者に係る療養の給付その他医療に関する給付に要した費用その他厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。

8 特定健康保険組合が納付する概算療養給付費等拠出金の額は、第八十一条の四第一項の規定により算定した額から、第一号及び第二号に掲げる額の合算額から第三号に掲げる額を控除した額を控除した額とする。

一（略）

二 当該特定健康保険組合が負担する老人保健医療費拠出金に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額に当該特定健康保険組合に係る被保険者及びその被扶養者の総数に対する特例退職被保険者及びその被扶養者の総数の割合として政令の定めるところにより算定した割合（以下「特例退職被保険者等加入割合」という。）を乗じて得た額

三（略）

9 特定健康保険組合が納付する確定療養給付費等拠出金の額は、第八十一条の五第一項の規定により算定した額から、第一号及び第二号に掲げる額の合算額から第三号に掲げる額を控除した額とする。

一（略）

二 当該特定健康保険組合が負担した老人保健医療費拠出金に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額に特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額

者の標準報酬総額の算定に当たっては、退職被保険者等とみなす。

7 健康保険法附則第九条第一項に規定する健康保険組合（以下「特定健康保険組合」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、基金に対し、各年度における特例退職被保険者及びその被扶養者に係る療養の給付その他医療に関する給付に要した費用その他厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。

8 特定健康保険組合が納付する概算療養給付費拠出金の額は、第八十一条の四第一項の規定により算定した額から、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を控除した額とする。

一（略）

二（略）

9 特定健康保険組合が納付する確定療養給付費拠出金の額は、第八十一条の五第一項の規定により算定した額から、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を控除した額とする。

一（略）

三 (略)

11 市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）第二條第二項に規定する合併市町村は、同條第三項に規定する合併関係市町村の相互の間に保険料の賦課に關し著しい不均衡があるため、その全区域にわたつて均一の保険料の賦課をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併（平成十七年三月三十一日までの間に行われたものに限る。）が行われた日の属する年度及びこれに続く五箇年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として不均一の保険料の賦課をすることができる。

二 (略)

11 平成五年度から平成十年度までの各年度における第七十二條の第二項の規定による国の負担については、同項中「繰入金の二分の一に相当する額」とあるのは「繰入金のうち、政令で定める基準により算定した額」とする。

12 平成十年度以降医療保険制度等の抜本的な改革までの間（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第四百十号）附則第三条

に規定する所要の措置が講ぜられるまでの間をいう。以下同じ。）の各年度の第七十條の規定による国庫負担金については、同條第一項第二号中「老人保健医療費拠出金及び介護納付金の納付に要する費用の額」とあるのは「老人保健医療費拠出金の納付に要する費用の額から、当該費用の額に当該市町村に係る被保険者の総数に対する退職被保険者及びその被扶養者の総数の割合として政令の定めるところにより算定した割合（以下「退職被保険者等加入割合」という。）を乗じて得た額の二分の一に相当する額を控除した額及び介護納付金の納付に要する費用の額」と、同條第三項第一号口中「確定医療費拠出金の額」とあるのは「確定医療費拠出金の額から、当該確定医療費拠出金の額に退職被保険者等加入割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額を控除した額」と、同項第二号口中「算定した額」とあるのは「算定した額から、当該算定した額に退職被保険者等加入割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額を控除した額」とする。

13 平成十年度以降医療保険制度等の抜本的な改革までの間の各年度の

第七十二条の四第一項、第八十一条の四第二項及び第八十一条の五第二項に規定する被用者保険等拠出対象額は、第七十二条の四第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定された額と老人保健医療費拠出金の納付に要する費用の額に当該市町村に係る被保険者の総数に対する退職被保険者等の総数の割合として政令の定めるところにより算定した割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額との合算額とする。

14 平成十年度以降医療保険制度等の抜本的な改革までの間の各年度の附則第八項に規定する概算療養給付費拠出金の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定された額から当該特定健康保険組合が負担する老人保健医療費拠出金の納付に要する費用の額に当該特定健康保険組合に係る被保険者及びその被扶養者の総数に対する特別退職被保険者及びその被扶養者の総数の割合として政令の定めるところにより算定した割合（以下「特別退職被保険者等加入割合」という。）を乗じて得た額の二分の一に相当する額を控除した額とする。

15 平成十年度以降医療保険制度等の抜本的な改革までの間の各年度の附則第九項に規定する確定療養給付費拠出金の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定された額から当該特定健康保険組合が負担した老人保健医療費拠出金の納付に要する費用の額に特別退職被保険者等加入割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額を控除した額とする。